



住民票の写し等の不正取得を防止するために

本人通知制度をご利用ください

本人通知制度とは？

さいたま市に住民登録や本籍がある方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写し等を代理人及び第三者に交付したとき、その事実を本人にお知らせをする制度です。

住民票の写し等が第三者等に交付されたことを本人が知ることができ、不正取得の早期発見が期待されます。

また、本人通知制度が周知されることで、不正取得の未然防止につながります。

【登録できる方】

申込み日現在、さいたま市に住民登録されている方もしくは本籍がある方。

【受付窓口と取扱時間】

住民登録地又は本籍地の区役所区民課（※支所・市民の窓口では受付できません）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

※郵送による申請が可能ですが、下記問合せ先にご確認ください。

また、毎月最終日曜日は区役所窓口で手続きできません。

【登録に必要なもの】

- ① さいたま市本人通知制度事前登録申込書（区役所区民課窓口及びホームページからダウンロードができます。<http://www.city.saitama.jp/001/001/006/p010977.html>）
- ② 本人が申請する場合・・・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等
代理人が申請する場合・・・委任状及び代理人の本人確認書類（運転免許証等上記に同じ）
法定代理人が申請する場合・・・戸籍謄本、後見登記事項証明書等資格を証するもの

【本人通知制度の対象となる証明書】

- ① 本籍を記載した住民票の写し
- ② 本籍を記載した住民票記載事項証明書
- ③ 戸籍の附票の写し
- ④ 戸籍の全部事項証明書（謄本）及び個人事項証明書（抄本）
- ⑤ 戸籍記載事項証明書

【通知する内容】

- ① 証明書の交付年月日
- ② 交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄本等）
- ③ 交付通数
- ④ 交付請求者の種別（代理人、第三者の別）

【問合せ先】

| | | | |
|---------|--------------|---------|--------------|
| □西区区民課 | 048-620-2634 | □北区区民課 | 048-669-6034 |
| □大宮区区民課 | 048-646-3034 | □見沼区区民課 | 048-681-6034 |
| □中央区区民課 | 048-840-6034 | □桜区区民課 | 048-856-6144 |
| □浦和区区民課 | 048-829-6069 | □南区区民課 | 048-844-7144 |
| □緑区区民課 | 048-712-1144 | □岩槻区区民課 | 048-790-0136 |

【裏面につづく】

本人通知制度（よくある質問）

Q 登録をすると住民票等を知らない人に取られないようにできるのですか？

A 住民基本台帳法または戸籍法において、第三者が住民票の写し・戸籍謄（抄）本等を請求することができる場合が定められています。また、本人からの委任状で委任されている代理人も請求することができます。このため、本人以外に全く交付しないという制限を設けることはできません。

Q 住民票の写し等を第三者が取得できるのはどのような場合ですか？

A 住民基本台帳法または戸籍法において、第三者が契約等に基づく「権利の行使」や「義務の履行」のため、住民票の写し・戸籍謄（抄）本等を請求することを認めています。

【住民基本台帳法第12条の3第1項の正当な理由にあたるものの例】

- ・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）が債権回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合
- ・生命保険会社、企業年金等が満期となった生命保険金、年金等の支払いのために契約者、年金受給者等の住民票の写しを取得する場合

【戸籍法第10条の2第1項の正当な理由にあたるものの例】

- ・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）による死亡債務者の相続人特定
- ・生命保険会社による保険金受取人である法定相続人の特定

※上記のような第三者による請求は、請求時に使い道を裏付ける資料を提示していただき、審査した上で交付の可否を決めています。

※本人から委任状で委任されている方は、第三者ではなく代理人となります。代理人からの請求の場合も通知の対象となります。

Q 八業士とはどのような業種の方ですか？

A 八業士は、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の8業種のことを言います。この八業士は、受任している業務を遂行する目的で住民票の写しや戸籍謄（抄）本等を取得することができます。

Q 登録者を含まない証明書が交付された場合、通知はどのようにになりますか？

A 登録者本人が含まれない場合、通知の対象にはなりません。

◀例▶ Aさん（登録済）、Bさん（登録済）、Cさん（未登録）の3人世帯の場合で、Cさんのみ記載の住民票（本籍記載）が交付された場合。

Q 登録していても通知がされない場合があると聞きました。どのような場合ですか？

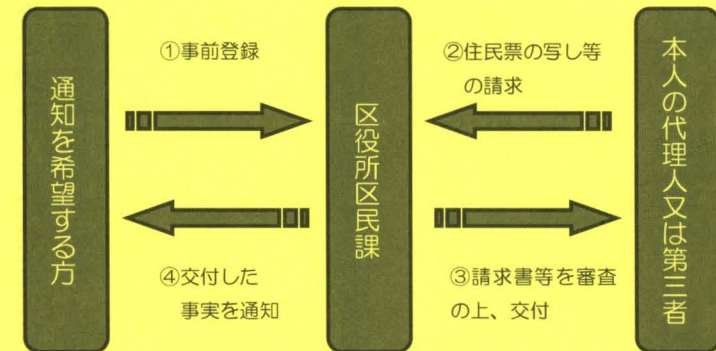
A 国、自治体などが業務上必要なものとして請求する（公用請求）場合や、登録者を訴えの相手方とする訴訟の準備として弁護士からの請求があった場合などです。なお、登録者からの委任状により代理人として請求があった場合は必ず通知します。

Q 登録から通知までの流れはどのようにになりますか？

A 通知までの流れは次のとおりです。

- ① 住民登録地又は本籍地の区役所区民課で登録の手続き
- ② 通知対象となる証明書（登録者が記載されたもの）を本人の代理人または第三者が請求
- ③ 前記QAにあるような通知対象外ではないことを確認した上、交付
- ④ 登録者あてに通知を発送

【イメージ図】



Q 通知後に誰に対して交付したか知ることはできるのですか？

A 「個人情報開示請求」という手続きにより、交付請求書や申請時の添付資料を確認することができます。ただし、請求者の情報も個人情報保護の対象となるため、さいたま市個人情報保護条例の規定により開示される情報が制限されることがあります。

Q 郵送で登録申請はできますか？

A 事前登録を希望する本人が疾病その他のやむを得ない理由により窓口で申し出ることが困難な場合と、他の市区町村に居住している場合、郵送での申請も受け付けます。

Q 郵送で登録申請をした場合、いつの交付分から通知がされますか？

A 郵送申請が各区に届いた後、受理をした日の翌開庁日の交付分から通知されます。ほとんどの場合「届いた日＝受理日」となりますが、申請内容、添付資料等に不備があり受理ができなかったときは、資料が整い受理できた日の翌開庁日の交付分から通知されます。